

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や、価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める事で、新たなパートナーシップを構築する為、以下の項目に重点的に取組む事を宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける事（「Tier N」から「Tier N+1」へ）により、サプライチェーン全体での付加価値向上に取組むと共に、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携：オープンイノベーションを活用し、協業体制の強化に取組みます。
- b. グリーン化の取組：カーボンニュートラルへの取組みとしてロードマップを作成。CO2 排出量削減に向けて施策リストに依る進捗管理を定期的な実施・推進すると共に、取引先との連携も進めていきます。
- c. 健康経営に関する取組：健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践する事に依り、社員全員の健康維持に努め、保健指導や過重労働対策、休暇の取得推進等、具体的な取組みを実施していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取組みます。

また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る様、留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うと共に、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となる様、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を取引先と協議の上進めていくと共に、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

手形等で支払う場合は、手形サイトを 60 日以内とします。また、下請代金は可能な限り現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できる様、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けない様に、また、事業再開時等には、出来る限り取引関係の継続等に配慮します。

2025 年 4 月 7 日

荻野工業株式会社

代表取締役社長 佐々木 裕孝